

幼児教育無償化における、各幼稚園の変化について

幼児教育無償化の事務手続きについては、国会で法案が可決され、自治体で条例が制定されるまで正式決定ではなく、今でも検討が続いています。

以下の内容は、ほぼ内定した事項として内閣府から発表され、自治体がこれに合わせて条例を準備している内容ですが、その段階でもまだ最終決定としてお約束できる段階にはないものであります。あくまで検討段階の内容としてご理解ください。

文書作成日：平成31年3月5日

1 授業料について

(1) 無償化の対象

報道等では3～5歳と記載されていますが、幼稚園と保育所では条件が違います。

幼稚園の場合は、満3歳入園の子も対象で、3歳の**誕生日から**小学校進学前まで（6歳の誕生日を迎えた後の3月まで）。

保育所の場合は、3歳の誕生日を迎えた**翌4月から**、小学校進学前までです。学年で考えて2歳の子は、3歳の誕生日を迎えていても2歳の保育料を支払うことから、無償化の対象とはなりません。

(2) 無償化の範囲

給食費や教材費など、項目が分かれている場合はすべて対象外とすることとして、授業料に相当する部分のみ無償化の対象となります。給食費を含む授業料というのは、原則禁止されます。上限は授業料に対して月額25,700円です。

例として

ア 授業料が月額20,000円の幼稚園の場合

払った授業料が上限になるので、無償化による補助額は月額20,000円です。

払った額以上のお金がもらえることはありません。

イ 授業料が月額20,000円の幼稚園で入園料48,000円を払った場合

入園料はその年度の在籍月数（通常12ヶ月）で割り、授業料に加算します。

無償化による補助額は、20,000円+48,000円÷12ヶ月=24,000円となります。

ウ 授業料が月額27,000円の幼稚園の場合

無償化上限が月額25,700円なので、無償化による補助金を月額25,700円受け取ります。

差額の1,300円は保護者負担として残ります。

エ 授業料 27,000 円（内給食費 4,000 円）の幼稚園の場合

給食費は無償化対象外なので、授業料から給食費を引いた残り 23,000 円が無償化の対象になります。そのため、無償化による補助額も月額 23,000 円です。

最終判断は市町村に委ねられるかもしれませんが、アレルギー等で給食を食べられない子に対して減算規定があれば、明示していなくてもそれが給食費とみなされます。

オ 市町村が授業料を定める幼稚園の場合

市町村が定めた授業料と同額が無償化の対象となり、保護者負担は 0 となります。

幼児教育無償化の基準額の月 25,700 円は、平成 24 年の年間授業料（+入園料）の全国平均額です。平均値である以上、一定数はその額を上回る園があるということであり、**すべての園で保護者負担がなくなるわけではありません。**

（3）無償化の行われ方

「幼稚園が授業料を定める」園の幼児教育無償化は、平成 31 年度は、「償還払い」となる自治体が殆どです。自治体によって変わります。

償還払いとは、平成 31 年 9 月までの幼稚園の補助金である、「私立幼稚園就園奨励費補助金」と同じ仕組みで、「一度幼稚園に授業料を払い、後日補助金として返還を受ける」方法です。なので、**毎月の授業料の支払いは、無償化となる 10 月以降も必要です。**

一方、認定こども園や、施設型給付の幼稚園と言われる、**「市町村が 1 号保育料として定める」園**は、その 1 号（幼稚園）、2 号（保育所）保育料が 0 円になります。保護者が授業料を納めなくても自治体が代わりに授業料を幼稚園等に払うことを、「現物支給」といいます。

償還払いでは、最終的には無償であっても一時的な保護者負担が発生します。現物支給では発生しません。国の方針として、授業料無償化については、平成 32 年以降、現物支給に変わっていくように自治体に働きかけをしていくこととされています。

（4）給食費の補助

保育所の給食費のうちの副食費（おかず代）は、今まで保育料に含まれていました。それを、無償化で幼稚園と統一的に扱うために、給食費は保育所であっても別で徴収することとなりました。

すると、低所得者世帯、並びに第三子など、今の時点ですでに給食費を含んだ保育料が無償になっている世帯では、無償化前より給食費分だけ負担が増えることとなります。

そこで、就園奨励費の第 3 階層まで（想定年収約 360 万以下）の世帯、並びに、第 3 子無償化の対象だった子の世帯については、幼稚園保育所関係なく、新しく給食費に対する補助が検討されています。

制度の詳細はまだ決まっておりません。

2 預かり保育の無償化について

幼稚園に通う子の中で、保育所への入園条件を満たす子に対しては、保育所との差額相当として、最大月額 11,300 円の預かり保育の補助が受けられます。

(1) 条件

ア 4月1日時点で3歳以上の子

前述の通り、保育所は3歳の誕生日を迎えても、年度内は2歳とみなされます。預かり保育無償化はあくまで保育所との比較でできた制度なので、満3歳入園も2歳とみなされ、預かり保育無償化の対象外となります。

イ 保育所の入園条件を満たしたうえで、幼稚園に通っている子

例えば保護者の就労の場合、週16時間以上が条件です。

(2) 金額

月ごとの利用実績に対して日額450円を計算します。上限は日額450円と、支払った金額と、月額11,300円の中で一番少ないものです。

無償化対象者に対する補助額の計算例

預かり保育を1回300円で月10回利用した場合： $300 \times 10 = 3,000$ 円（負担額が上限）

預かり保育を1回600円で月10回利用した場合： $450 \times 10 = 4,500$ 円（日額上限450円）

預かり保育を月額5,000円で月10回利用した場合： $450 \times 10 = 4,500$ 円（日額上限450円）

預かり保育を月額5,000円で月20回利用した場合：5,000円（負担額が上限）

預かり保育を月額12,000円で月25回利用した場合： $450 \times 25 = 11,250$ 円（日額上限450円）

円)

預かり保育を月額12,000円で月26回利用した場合：11,300円（月額上限11,300円）